事務事業評価シート　平成 29 年度事後評価・決算

平成 31 年 2 月 21 日時点

所管課	農水産課	担当班	振興班

事務事業名	コード	23800	環境にやさしい農業推進事業	予算科目	会計	款	項	目
					一般	6	1	3

施策体系						
	基本施策	23	良質な環境の保全	根拠法令	食料・農業・農村基本法及び環境保全型農業直接支援対策実施要綱	
	施策の展開	43	自然環境の保全	戦略事業	212	環境にやさしい農業推進事業
	施策の展開			戦略事業		

事業種別
- ☑ 主な事業
- ☐ 国土強靭化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏構想
- ☐ 主要事業

(1)事務事業の概要

① 事務事業の期間
- ☑ 単年度繰返
  - ☑ 平成 23 年度～
  - ☐ 開始年度不詳
- ☐ 期間限定複数年度
  - 平成 ＿ 年度～
  - 平成 ＿ 年度まで

② 事務事業の内容　※何をどのようにする事務事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない

【環境保全型農業直接支援対策交付金】
化学肥料、化学合成農薬の使用を県が定めた基準の2分の1以下に抑えたうえでの、カバークロップ（緑肥）や堆肥の施用の取組や、化学肥料及び農薬を使用しない有機農業など、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して、取組面積に応じて補助金を交付する。
対象者：エコファーマー認定等を受けた当該事業に取り組む農業者が所属する団体等（法人、農業者グループ） 基本的には個人農業者対象外（H27～）
交付単価：8,000円以内/10a （負担率：国50%、県25%、市25%） ※国分は農業者へ直接支払い⇒国・県・市一括して農業者団体へ支払い（H27～）

③事務事業開始の経緯・事務事業の現状

平成19年度から開始した農地・水・環境保全向上対策の中で、地域ぐるみでの化学肥料・農薬の5割低減の取組に対する支援が開始された。
平成23年度からは、同対策から切り離し、内容の見直しが行われ、個人の取組も対象する「環境保全型農業直接支援対策」が創設された。

④事務事業に関する課題・環境の変化

この事業に対する国全体の取組面積は増加しており、千葉県内においても農業者の環境保全に対する取組みへの意識が高まっている。
平成25年度以降は、過去の実績や地域の要望を受けて、新法のもとで同一地域内における環境保全型農業への取組み事業として一本化され、支援対象や内容等の見直しが適宜行われている。

⑤事務事業に対する住民からの意見等

取組農家からは、これまでになかった緑肥や有機農業などの取組に対する補助を歓迎する声がある一方で、「提出書類が多く手続きが煩雑」、「手間の割に交付単価が安い」などといった意見も寄せられている。

(2)コスト・特定財源の状況

① 事業費の詳細（29年度の決算）　単位：千円

1.負担金補助及び交付金	1,218	環境保全型農業直接支援対策交付金（国・県・市合算分）
2.分析調査委託料	0	分析調査委託料

② 特定財源の内訳（29年度の決算）　単位：千円

1.国庫支出金	609	環境保全型農業直接支払交付金（交付額は県へ支払）
2.都道府県支出金	304	千葉県環境保全型農業直接支払交付金（交付決定額は国庫分も合算して支払）
3.地方債	0	
4.その他	0	

前年度増減理由	

事業費		単位	26年度（決算）	27年度（決算）	28年度（決算）	29年度（決算）	30年度（予算）
費目内訳	1. 負担金補助及び交付金	千円	952	658	1,310	1,218	1,600
	2. 分析調査委託料	千円	0	100	0	0	0
		千円					
		千円					
		千円					
事業費計（A）		千円	952	758	1,310	1,218	1,600
財源	1. 国庫支出金	千円		329	654	609	800
	2. 都道府県支出金	千円	476	164	328	304	400
	3. 地方債	千円					
	4. その他	千円					
	5. 一般財源	千円	476	265	328	305	400

従事職員数	常時	1 人	最大	2 人	×	5 日	=	延べ	10 人

(3)事務事業の手段・目的と対応する指標

手段
① 主な活動

29年度実績（29年度に行った主な活動）

補助対象農業者団体（2団体）へ補助金の交付を行った。
（カバークロップ8,000円以内/10a）

⇨

	③ 活動指標名	単位	26年度（実績）	27年度（実績）	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度（計画）
ア	取組農家数	経営体	26	8	13	13	15
イ	エコファーマーの新規認定件数	経営体	3	19	15	15	15

目的
② 対象・意図（対象がどのような状態になるのか）

対象	農業者団体（法人、農業者グループ） ※基本的に個人農業者は×・エコファーマー認定者または認定見込者、千葉エコ農産物取得者
意図	エコファーマー認定等を取得して、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした、または使用をしない、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む。
対象	
意図	

⇨

	④ 成果指標名	単位	26年度（実績）	27年度（実績）	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度（計画）
ア	取組面積	アール	2,381	861	1,637	1,522	2,000
イ	エコファーマー認定者数	経営体	88	82	51	47	90

(4)事務事業優先度評価の結果

①成果優先度評価結果

施策貢献度 ＼ 成果向上余地	かなりある	ある程度ある	ほとんどない
大きい			
普通			⑦
小さい			

②コスト削減優先度評価結果

成果優先度評価結果 ＼ コスト比率	下位 1/3	中位 1/3	上位 1/3
①			
②③			
④⑤⑥			
⑦⑧⑨	(7)		

(5)成果指標の動向

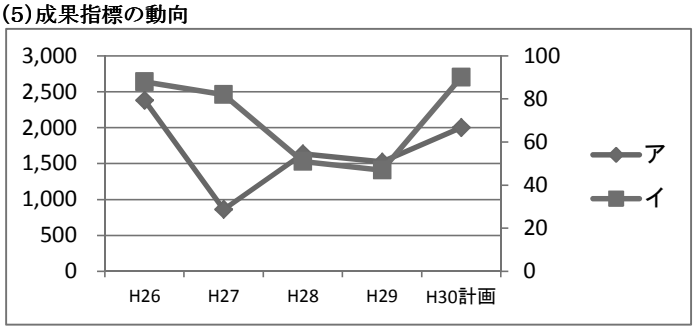

(6)事務事業に関する評価

評価内容

① 進捗状況　☐ 完了　☐ 順調　☑ 概ね順調　☐ 停滞　☐ 実施困難

【コメント】（停滞・未実施・実施困難の場合、その理由）

② 成果の状況

成果指標	成果指標のタイプ			比較	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ア		↗	数値増＝成果向上 ☐ 向上 ☑ 横ばい ☐ 低下		26年度	27年度	28年度	29年度	30計画
イ		↗	数値増＝成果向上 ☐ 向上 ☐ 横ばい ☑ 低下	ア	△796	△1,520	776	△115	478
				イ	0	△6	△31	△4	43

【コメント】（低下の場合、その理由）
エコファーマー認定者数については、ここ数年、新規認定申請や再認定申請を行わない農家が増加している。
（認定は千葉県が実施している）

③ 今年度取組事項（30年度に取り組む主な事項について記載）

時期	内容
年度内	従来の取組み要件に加えて、農業者がGAP（農業生産工程管理）の取組みを実践することを義務付けらたため、これに係る研修会の参加や規範の作成の支援を行う。

今後の方向性
- ☐ 拡大　☑ 現状維持　☐ 見直し
- ☐ 縮小　☐ 廃止・休止　☐ その他（　　）

平成30年度

現時点においては、国の法制度に基づき当該取組を行う農業者（団体）に対して引き続きの支援を行う。但し、今後当該制度参画への条件に取組農業者に対するGAP【農業生産工程管理】取得が義務付けられる方針であり、その内容によってはこの事業を取り止める農業者も出てくることも予想される。（GAPにも様々な種類があり、取得に際しても時間や経費がかかることから）